

# 山口市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

令和8年4月

山口市

## 目次

1	目的	1
2	定義	1
3	対象地域	2
4	法令に基づく手続等	2
5	「周辺地域の住民」の範囲に関する相談	2
6	説明会等の実施	3
7	事業計画の届出	3
8	設置及び管理に当たって遵守すべき事項	3
9	事業の変更及び廃止の届出	4
10	対策が必要と判断される場合の対応	4
11	関係機関への情報提供	5
12	その他	5
適用		5

# 1 目的

本ガイドラインは、山県市環境基本条例（平成15年条例第102号）第6条の規定に基づき、市内において太陽光発電施設を用いた事業活動に伴う公害の防止、生活環境及び自然環境並びに景観等に配慮すべきことを定めるものである。

本ガイドラインは、事業者が市及び周辺地域の住民に対して事業計画を明らかにするとともに、市民が持つ事業に対する不安感を解消するために必要な対応を求め、それによって2050年カーボン・マイナス・シティ実現に向けた、地域の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー事業の促進を目指すことを目的とする。

# 2 定義

本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業：太陽光発電事業を行うための用地の選定から同発電事業を実施するまでの行為をいう。
- (2) 発電施設：定格出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（同一の事業者が複数の発電施設を近接して設置する場合は、一つの発電施設とみなす。）をいう。ただし、建築物の屋根に設置するものを除く。
- (3) 事業者：発電施設を設置する者及び発電施設により発電事業を行う者をいう。
- (4) 計画区域：発電施設の設置が計画される区域をいう。
- (5) 周辺地域の住民：次に掲げる者をいう。
  - ア 発電施設の敷地境界線からの水平距離が一定範囲内に居住する者
  - イ 発電施設に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者
  - ウ その他市長が必要と認める者
- (6) 説明会：事業者が周辺地域の住民を対象として、事業の概要、施工内容、生活環境及び自然環境への影響及び対応策等について説明し、あわせて周辺地域の住民からの意見又は質問を受け付ける機会をいう。
- (7) 事前周知措置：事業内容について周辺地域の住民の理解を促進するため、事業の概要、施工内容、生活環境及び自然環境への影響及び対策等について、文書の配布、掲示その他適切な方法により周知する措置をいう。
- (8) 説明会等：説明会及び事前周知措置の総称をいう。

### 3 対象地域

本ガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

### 4 法令に基づく手続き等

事業者は、発電施設を設置する場合において、太陽光発電施設設置に関する法令に該当する場合は、当該発電施設の規模に関わらず、市の関係課及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続き等を行うこと。

事業者は、計画区域の全部又は一部が次に掲げる「設置するのに適当でない区域等」に該当する場合は、当該計画が周辺の生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討すること。

なお、「設置するのに適当でない区域等」は、本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではない。

- (1) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
- (2) 砂防指定地（砂防法）
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）
- (4) イワザクラ保護地域及び特別地区（山県市イワザクラ保護条例）
- (5) 保安林（森林法）
- (6) 農用地区域内農地（農業振興地域整備計画）及び第一種農地（農地法）
- (7) 文化財指定エリア（国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財）・埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、山県市文化財保護条例）

### 5 「周辺地域の住民」の範囲に関する相談

事業者は、事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、「周辺地域の住民」の範囲に関する相談（別紙1）を市に届け出ること。周辺地域の住民と良好な関係構築を図るため、次に掲げる事項について、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和6年2月策定）を参考に、市と相談すること。

- (1) 説明会又は事前周知措置のいずれを行うか
- (2) 説明会等の対象範囲及び実施内容
- (3) その他、市が必要と認める事項

市は、相談終了後、「周辺地域の住民」の範囲に関する相談に対する回答（別紙2）」を

事業者へ通知するものとする。

## 6 説明会等の実施

事業者は、発電施設を設置しようとする場合、説明会等について市と相談した内容に基づき、周辺地域の住民に対して、説明会等を実施し、事業内容を周知するよう努めること。

また、事業者は、周辺地域の住民その他の者から説明を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

事業者は、説明会等の実施に当たっては、次に掲げる事項を参考にし、事業内容及び防災対策等について周辺地域の住民の不安を払拭するとともに、事業に対する理解を十分に得るよう努めること。

- (1) 事業者の会社概要及び施工実績
- (2) 発電施設の概要及び事業計画
- (3) 景観や生活環境の保全対策
- (4) 発電施設設置工事の施工方法
- (5) 災害防止対策
- (6) 安全対策
- (7) 事業廃止後の撤収又は継続計画

## 7 事業計画の届出

事業者は、事業計画に関する説明会等実施後、設置工事に着手する30日前までに「事業計画書（様式第1号）」、「説明会等実施状況調書（様式第2号）」及びその他添付書類を、市に届け出ること。

## 8 設置及び管理に当たって遵守すべき事項

事業者は、発電施設を設置及び管理する際は、次に掲げる項目を遵守すること。

- (1) 周辺地域の住民との協調を保つこと。
- (2) 発電施設の構造は、各種技術基準に適合すること。
- (3) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。また、災害発生時等には、発電施設外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (4) 既存の地形や樹木等を活かしながら、周辺の良い景観に支障を与えないよう、周辺

環境や景観との調和に配慮すること。

- (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した標識を設置すること。また、災害発生時等に、速やかな対応がとれるよう緊急連絡体制を整備すること。
- (6) 事業実施区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぼすことがないように十分配慮すること。
- (7) パワーコンディショナー等からの騒音、振動等やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障を生じさせないように、必要な措置を講じること。
- (8) 発電施設の周囲に柵塀等を設置し、発電施設内への第三者の侵入を防ぐ措置を講じること。
- (9) 発電施設の設置に伴い発生した廃棄物については、周辺環境に影響がないよう、適切な処理を行うこと。
- (10) 発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (11) 発電施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、廃止に要する経費等を計画的に調達、手配すること。

## 9 事業の変更及び廃止の届出

事業者は、軽微なものを除き事業内容を変更及び廃止した場合は、事前に周辺地域の住民に対して説明会等を実施し、「説明会等実施状況調書(様式第2号)」を作成し、速やかに「事業変更(廃止)届(様式第3号)」を市に届け出ること。

事業者は、事業の変更及び廃止する際は、次に掲げる項目を遵守すること。

- (1) 事業を継承する場合は、把握している又は予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって引き継ぐこと。
- (2) 発電施設を廃止する場合は、事業者の責任により関係法令、関係ガイドライン等に基づいて、速やかに撤去等適正に処理すること。撤去にあたっては、廃止後の土地利用に応じた処理をし、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

## 10 対策が必要と判断される場合の対応

市は、本ガイドラインで定めている事項のほか、災害対策、生活環境及び自然環境並びに景観等について、対策が必要と判断する場合は、山口市環境基本条例第13条に基づき、指導、勧告、助言等を行うことができる。

## 1 1 関係機関への情報提供

市は、関係法令等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるように促す。

## 1 2 その他

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

なお、太陽光発電以外の再生可能エネルギーを活用した発電事業についても、本ガイドラインを参考に周辺地域の住民へ説明を行い、良好な関係を構築することが望ましい。

## 適用

本ガイドラインは、令和8年5月1日から適用する。

なお、適用日時点で既に関係法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業者及び既に発電を開始している事業者においても、8に掲げる項目の遵守に努め、本ガイドラインの趣旨に沿った対応をすること。